

掛川市規則第 21 号

掛川市知的障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成 24 年 6 月 5 日

掛川市長

(別紙)

掛川市知的障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

掛川市知的障害者福祉法施行細則（平成17年掛川市規則第86号）の一部を次のように改正する。

附則第2項及び第3項を削り、附則第1項の項番号を削る。

別表第1中 「

居宅介護 行動援護

」 を 「

居宅介護 同行援護 行動援護

」 に、

A	生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する被保護者	0円	0円	0円	0円	0円
---	------------------------------	----	----	----	----	----

を

A	生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する被保護者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の推進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給者（以下「被保護者等」という。）	0円	0円	0円	0円	0円
---	--	----	----	----	----	----

に、

前年分の所得税額の年額区分 30,000円以下
30,001円～80,000円
80,001円～140,000円
140,001円～280,000円
280,001円～500,000円
500,001円～800,000円
800,001円～1,160,000円
1,160,001円～1,650,000円
1,650,001円～2,260,000円
2,260,001円～3,000,000円
3,000,001円～3,960,000円
3,960,001円～5,030,000円
5,030,001円～6,270,000円
6,270,001円以上

を

前年分の所得税額の年額区分 15,000円以下
15,001円～40,000円
40,001円～70,000円
70,001円～183,000円
183,001円～403,000円
403,001円～703,000円
703,001円～1,078,000円
1,078,001円～1,632,000円
1,632,001円～2,303,000円
2,303,001円～3,117,000円
3,117,001円～4,173,000円
4,173,001円～5,334,000円
5,334,001円～6,674,000円
6,674,001円以上

に改め、同表備考3

中「第30条第2項」を「第30条第3項」に改め、同表備考4中「同法314条の7及び同法附則第5条第3項」を「同法第314条の7、第314条の8並びに附則第5条第3項及び第5条の4第6項」に改め、同表備考5中「第92条第1項及び」を「第78条第1項並びに第2項第1号及び第2号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）、第92条第1項並びに」に、「第41条第1項及び第2項並びに第41条の2」を「第41条第1項から第3項まで、第41条の2、第41条の3の2第4項、第41条の19の3第1項及び第41条の19の5第1項」に改め、同表備考に次のように加える。

6 備考4及び備考5の規定にかかわらず、所得割又は所得税額を計算する場合において、扶養控除の計算をするときは、地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）による改正前の地方税法第314条の2第1項第11号並びに所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）による改正前の所得税法第2条第1項及び第84条の規定を適用するものとする。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第7条関係）

1 知的障害者負担額

対象収入額等による階層区分		負担基準月額
1	被保護者等	0円
2	1階層に該当する者以外の者	前年分の対象収入額の年額区分 270,000円以下
3		270,001円～280,000円
4		280,001円～300,000円
5		300,001円～320,000円
6		320,001円～340,000円
7		340,001円～360,000円
8		360,001円～380,000円
9		380,001円～400,000円
10		400,001円～420,000円
11		420,001円～440,000円
12		440,001円～460,000円
13		460,001円～480,000円
14		480,001円～500,000円
15		500,001円～520,000円
16		520,001円～540,000円
17		540,001円～560,000円
18		560,001円～580,000円
19		580,001円～600,000円
20		600,001円～640,000円
21		640,001円～680,000円
22		680,001円～720,000円
23		720,001円～760,000円
24		760,001円～800,000円
25		800,001円～840,000円
26		840,001円～880,000円

27	880,001円～920,000円	45,800円
28	920,001円～960,000円	47,800円
29	960,001円～1,000,000円	49,800円
30	1,000,001円～1,040,000円	51,800円
31	1,040,001円～1,080,000円	54,400円
32	1,080,001円～1,120,000円	57,100円
33	1,120,001円～1,160,000円	59,800円
34	1,160,001円～1,200,000円	62,400円
35	1,200,001円～1,260,000円	65,100円
36	1,260,001円～1,320,000円	69,100円
37	1,320,001円～1,380,000円	73,100円
38	1,380,001円～1,440,000円	77,100円
39	1,440,001円～1,500,000円	81,100円
40	1,500,001円以上	備考2に規定する額

備考

- 1 知的障害者が負担すべき額は、対象収入額等による階層区分に応じ、負担基準月額のカラムに掲げる額とする。
- 2 40階層に該当する者が負担すべき額は、対象収入額から150万円を控除した額に10分の9を乗じた額を12で除した額に8万1,000円を加えた額とする。ただし、介護給付費等基準額（障害者自立支援法第29条第3項及び第30条第3項の規定により算定される額をいう。2の表において同じ。）を上限とする。
- 3 知的障害者が病院又は診療所へ入院した場合においては、入院期間中は算定しないものとし、知的障害者が月の途中で入所し又は退所した場合においては、当該月については、この表により算定した額に当該月の入所日以降又は退所日以前の日数を当該月の日数で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 4 備考2又は備考3の規定により知的障害者及びその扶養義務者が負担すべき額を算定した場合において、その額に百円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。
- 5 この表において「対象収入額」とは、収入額（社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く。）から、租税、社会保険料等の必要経費の額を控除した額をいう。

2 扶養義務者負担額

税 額 等 に よ る 階 層 区 分		負 担 基 準 月 額	
A	被保護者等	0円	
B	当該年度分の市民税が非課税の者（A階層に該当する者を除く。）	0円	
C 1	前年分の所得税が非課税の者（A階層又はB階層に該当する者を除く。）	当該年度分の市民税のうち均等割のみ課税の者	2,200円
C 2		当該年度分の市民税のうち所得割が課税の者	3,300円
D 1	前年分の所得税が課税の者（A階層又はB階層に該当する者を除く。）	前年分の所得税額の年額区分 15,000円以下	4,500円
D 2		15,001円～40,000円	6,700円
D 3		40,001円～70,000円	9,300円
D 4		70,001円～183,000円	14,500円
D 5		183,001円～403,000円	20,600円
D 6		403,001円～703,000円	27,100円
D 7		703,001円～1,078,000円	34,300円
D 8		1,078,001円～1,632,000円	42,500円
D 9		1,632,001円～2,303,000円	51,400円
D 10		2,303,001円～3,117,000円	61,200円
D 11		3,117,001円～4,173,000円	71,900円
D 12		4,173,001円～5,334,000円	83,300円
D 13		5,334,001円～6,674,000円	95,600円
D 14		6,674,001円以上	介護給付費等基準額

備考

- 1 知的障害者の扶養義務者が負担すべき額は、それぞれ、税額等による階層区分に応じ、負担基準月額欄に掲げる額とする。
- 2 備考1の規定にかかわらず、知的障害者の扶養義務者が負担すべき額が、介護給付費等基準額から知的障害者が負担する額を控除した額を超える場合は、当該控除した額を負担するものとする。
- 3 別表第1備考4から備考6まで並びに1の表備考3及び備考4の規定は、この表における徴収額の算定について準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。